

機関番号：37105

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20730030

研究課題名 (和文) 環境行政法における費用負担の法理と手法

一日独比較法研究を中心として

研究課題名 (英文) Principles and instruments of environmental liability allocation in Japanese Environmental Law in comparison with German Law.

研究代表者

勢一 智子 (SEIICHI TOMOKO)

西南学院大学・法学部・教授

研究者番号：00309866

研究成果の概要 (和文)：本研究課題は、環境行政法における金銭的負担および行為負担のあり方について、理論的および制度論的アプローチから日独比較法研究を実施し、両国の共通点と相違点、法原則の形成や手法の選択に影響を与えている要因を分析した。それを通じて、環境法政策における費用負担が、古典的な警察法的責任に基づく負担から政策的観点による誘導機能を組み込んだ負担へと変容している制度動向とその要因を明らかにした。

研究成果の概要 (英文)：This study researched A role of legal principles for environmental liability allocation in Japanese and German law, mainly “Perpetrator principle (Verursacherprinzip)” and analyzed exactly the relevance of principles of environmental law for legal practice, the relationship between environmental liability and the concept of sustainable development, their relevance to national and international political matters, the major factors to new legislation and the distinction of Japanese environmental liability in comparison with German law.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,200,000	360,000	1,560,000
2009年度	900,000	270,000	1,170,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,000,000	900,000	3,900,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：公法学, 環境法, ドイツ法, 行政法学, 原因者負担, 公共負担

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、環境行政法の日独比較を中心とするが、この背景には、ドイツ環境法において進行してきた先進的な改革動向（環境規制法の現代的変革：Modernisierung des Umweltordnungsrechts）がある。この一連の改革は、環境法領域において古典的な規制型行政法システムの機能不全が顕在化した

ことが端緒となった。そうした問題状況に対し、行政実務レベルで先行的試みが始まり、経済的インセンティブや情報を活用する誘導型行政手法、行政契約や協定など当事者間の合意形成に主眼をおいた法制度運用が進められてきた。

こうした取り組みは、近時では、環境法典草案の起草を始めとして環境法領域に共通する行政手法や一般法原則の理論化・体系化

が試みられている。

(2) このような動向において、その変革を発端とする現象として協働型の環境行政法システムの登場が注目される。協働型システムは、行政が社会勢力、すなわち事業者や市民と協調して環境政策目標の実現のために活動することを要請する。当事者間の協調や合意形成を基調とすることにより、規制手法にはない柔軟性に富む仕組みが可能になるとの期待がある。

協働を基調とする行政システムが、近年、環境法領域における多くの局面で活用されている状況が見られる。多様な主体の協働を活用する仕組みは、個別の法適用レベルにおいて法規制の不全を解消するための手段としてだけでなく、国家レベルの政策形成や法制度設計の手法として、積極的に採用されている。

(3) 誘導型手法や協働型システムを採用する法制度では、施策実施に関与する各主体の法的責任とそれに基づく負担をどのように定めるか、という行政法上の問題が提示される。

この点に関して、ドイツ環境法では、費用負担の基本原則として、1971年の連邦環境プログラムにおいて、環境負荷を引き起こした原因者がその対策費用を負担するという「原因者負担原則 (Verursacherprinzip)」が政治的・政策的指針として示された。ドイツ環境法における費用負担をめぐる議論は、この原則を基礎として展開され、法制度として具体化されてきた。こうした環境法に固有の費用負担のあり方につき、先行した議論や制度化が見られる点で、本研究にとってドイツ法は示唆に富む。

## 2. 研究の目的

本研究では、環境法領域を素材とする比較法研究を通じて、法政策実施に伴う費用の負担のあり方を明らかにすることを目的とした。本研究で対象とした費用負担には、汚染対策のための金銭的負担とならび、政策実施に当たり一定の役割を担う行為負担も含めて、環境法政策システム全体を考察した。

政策実施に関与する各主体の費用負担につき、その分担を決定する原理と要因、それを反映した法制度の設計、および制度運用における負担の具体化手法を検討することにより、環境保護にかかわる費用負担の法理と仕組みを抽出することを目指し、日独を中心とする比較法的検討を通じて、環境保護に関する費用負担のあり方について体系的な理論化を目標とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、日独における環境法および行政法領域を対象として、文献研究による制度理論研究および制度運用の実態調査を通じた事例研究の両方を組み合わせて実施した。

まず、政策形成・制度設計レベルにおいて、環境保護のための費用の配分を決定づける理念と基準を検討した。次に、法制度の運用レベルでは、法制度が導入された後、各主体が分担した費用負担をどのような手法により実現していくか、について分析した。あわせて、法制度により規定された費用負担に対する法的担保の仕組み、法的責任との関係性について検討した。

環境法は、多数の環境分野ごとに個別法律が整備されており、分野ごとに特徴的な制度設計や法理、手法が形成されていることも多い。そのため、特定の個別法分野に限定せず、複数の環境分野を対象とする分野横断的な分析手法を採用した。分野横断的な事例分析は、分野間において制度や法理を比較することにより、多角的検討に有益である。

## 4. 研究成果

(1) 現在の環境法における費用概念は、多様であり、例えば、環境負荷を防止する費用、環境汚染の原状回復の費用、積極的な環境保全の費用などが挙げられる。また、誘導や協働などの政策的観点から、それぞれの政策目的や制度設計により、費用負担のあり方も異なる。ここでは、古典的な行政規制、すなわち警察法に由来する古典的な汚染防止責任の考え方とは直接結びつかない費用負担の原理が見受けられる。そのため、費用負担の決定には、法的責任、政策実施の実効性と効率性、経済的合理性、社会的公平性など、多様な要素が考慮される。

(2) ドイツ環境法における費用負担の基本原則である「原因者負担原則」は、環境負荷を引き起こした原因者がその対策費用を負担するという原則であり、1971年の連邦環境プログラム以降、とりわけ経済学的見地から展開されてきた。環境法における費用負担は、当初想定されていた金銭的費用のみでなく、行為負担を含むものとなり、さらに、環境負荷を生み出す原因者の拡大に伴い、リサイクル分野で形成された「生産者責任 (Produktverantwortung)」や統合的製品政策 (Integrierte Produktpolitik) などの多様なバリエーションが見られるようになった。

(3) 日本では、公害対策以降、汚染者負担原則 (polluter pays principle : PPP) が法的な負担配分を決定する中心的法理となってきたが、リサイクル制度の導入にあたり、ドイツの容器包装廃棄物令 (Verpackungsverordnung) およびそこで採用されている生産者責任が参照されたことにより、拡大生産者責任 (Extended producer responsibility : EPR) の制度化が進展した。その一方で、拡大生産者責任は、各リサイクル法に固有の制度化当時の実務運用や事業者の取り組み体制を受けて、個別分野ごとに異なる法的責任や行為義務として法制度化されてくることとなり、一定の法理・法原則に基づいた制度設計とはなっていない現状が見受けられる。

(4) EPR の展開が進展した廃棄物処理・リサイクル法分野以外では、異なる法的責任や費用負担も採用されている。ドイツでは「公共負担原則 (Gemeinlastprinzip)」や「受益者負担原則」について、これらが採用されている分野、自然保全・自然再生、水源保全、環境配慮型農業政策では、純粋な公共負担ではなく、受益者負担の観点から自然資源の利用に対する費用負担を部分的に導入し、環境配慮型の資源利用へのインセンティブを付与している。例として、地下水を含む水資源の利用に対して従量制の水資源税・利用賦課金が広く見られる。日本では、地方自治体レベルにおいて受益者負担に基づく地域資源の保全への取り組みが先駆的に見受けられるが、条例等による対応には限界がうかがえる。

(5) ドイツにおいては、法制化による制度設計にあたり、原則論からの具体化が見られるものの、そのときどきの経済状況、国際的および政治的動向により具体的な制度設計に影響が見受けられる。とくに、経済市場の状況や景気動向、それにかかわる EU の影響も大きい要素として見て取れる。とりわけ、気候変動防止では、国際的動向や政治的関与の影響が大きく、環境法の論理とは異なる要素から政策方針が決定する傾向が見られる。特に近年では EU の影響が強く、EU 法の国内移行にくわえて、EU 域内における自国経済の市場競争力の強化を意図して産業界と協働する政策も見られており、環境法への国内政治的要因による影響も少なくない。

(6) 環境関連事業の経済性の向上、環境ビジネスとしての市場化は、ドイツでは近年顕著に推進されている政策であり、新規市場や新規雇用の創出にもつながっている。しかし、他方では、市場化することのデメリットも生じている。典型例として、市場化が進行した

容器包装リサイクル分野では、拡大生産者責任やその具体化としてのデュアル・システムの採用、さらにワンウェイ容器に対する強制デポジット制度の導入など、事業者の回収処理義務の強化が続けられたが、そのことが、リサイクルの市場化を進めてワンウェイ容器の市場占有率が高まるなど、法制度が当初想定した拡大生産者責任にとっては原則と例外の逆転現象を生んでいる。

(7) 日本法の場合、リサイクル分野では、循環型社会形成推進基本法など原則論を進展させる立法・理論動向に先行して、個別法が整備されてきた沿革があり、原則論と実務実態が現在も十分に調整されていない状況にあって、法規範としての体系化が必要となっている。近時、環境法学では、環境法領域に共通する環境法総論の構築に向けた取り組みも始まりつつあるが、費用負担のあり方についても環境法の一般理論や法原則論の進展が今後の課題である。

(8) 以上の他に、本研究を通じて進めてきた環境法の制度理論研究と事例研究をさらに深めるため、経済学や工学などとの学際的研究にも取り組み、体系的な研究プロジェクトとして、国公立大学・コンソーシアム福岡による2件の研究助成事業「資源循環・低炭素型都市づくりの学際研究」(2009年度) および「九州と東アジアの都市をつなぐ学際的検討フォーラム」(2010年度) を共同で実施した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

(1) 勢一智子, 地域環境管理における自治体環境アセスメントの意義と機能, 西南学院大学法学論集 43 巻 3・4 合併号, 158~190 頁, 査読なし, 2011 年。

(2) Hideo KOIDE, Tomoko SEIICHI, Kazuki TAMURA, Woojong JUNG, Hirofumi NAKAYAMA, Shintaro MATSUDA, Kana MOROGA, Possibility of Cooperation for a Low Carbon Society: Comparison of the Fukuoka and Busan Metropolitan Cities, Journal of Novel Carbon Resource Sciences: JNCRS, Vol. 2, pp. 21-35, 2010, 査読有り。

(3) 勢一智子, ドイツ容器包装回収制度における生産者責任の展開-容器包装廃棄物令第5次改正から, 西南学院大学法学論集 42 巻 3・4 合併号, 165-191 頁, 査読なし, 2010 年。

(4) 勢一智子, ドイツ廃棄物埋立法簡素化

令,平成 21 年度世界各国の環境法制に係る比較法調査報告書,71-93 頁,査読なし,2010 年。

(5) 勢一智子,情報公開・個人情報保護条例における開示請求制度の現状と課題-福岡地域における制度運用状況から,西南学院大学法学論集 42 巻 1・2 号,52-98 頁,査読なし,2009 年。

(6) 勢一智子,協働型政策決定の法構造-自然再生推進法を素材として,西南学院大学法学論集 41 巻 3・4 号,197-238 頁,査読なし,2009 年。

(7) 勢一智子,ドイツ容器包装廃棄物令第 5 次改正,平成 20 年度世界各国の環境法制に係る比較法調査報告書,69-93 頁,査読なし,2009 年。

(8) 勢一智子,花粉起因の健康リスク管理のための法政策のあり方,環境管理 44 巻 12 号,57-66 頁,査読なし,2008 年。

〔学会発表〕(計 7 件)

(1) 勢一智子,循環型社会を進展させる法システムのあり方-リサイクル法制における日独比較から,2011 年 3 月 18 日,第 5 回資源循環学際フォーラム,西南学院大学。

(2) 勢一智子,ドイツ水資源管理制度の法理と手法-環境法改革の動向から,2010 年 11 月 19 日,水環境政策の国際比較プロジェクト研究会,法政大学。

(3) 勢一智子,循環型社会の現状と課題-日独比較の視点から,2010 年 9 月 11 日,人間環境問題研究会,東京国際大学。

(4) 勢一智子,環境影響評価条例(シンポジウム:環境影響評価),2010 年 6 月 19 日,第 14 回環境法政策学会,龍谷大学。

(5) 勢一智子,環境法における「循環型社会」と「低炭素社会」,2009 年 11 月 7 日,第 3 回コンソーシアム共同研究会「資源循環・低炭素型都市づくりの学際研究」,九州大学。

(6) 勢一智子,福岡地域における審査会の運用と課題,2009 年 8 月 31 日~9 月 1 日,第 7 回情報公開・個人情報保護審査会等委員交流全国フォーラム,学術総合センター。

(7) 勢一智子,ドイツ容器包装廃棄物令第 5 次改正,2009 年 3 月 18 日,平成 20 年度世界各国の環境法制に係る比較法調査研究会,社団法人・商事法務研究会。

〔図書〕(計 4 件)

(1) 大橋洋一編, BASIC 公共政策学第 6 巻 政策実施,ミネルヴァ書房,2010 年,143-190 頁。

(2) 永野秀雄/岡松暁子編,環境法と法-諸外国法制の論点,三和書籍,2010 年,221-251 頁。

(3) 北村喜宣編,産廃判例が解る,環境新聞社,2010 年,118-124 頁。

(4) 松村弓彦編,環境ビジネスリスク-環境法からのアプローチ,社団法人・産業環境管理協会,2009 年,179-198 頁。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

勢一 智子 (SEIICHI TOMOKO)  
西南学院大学・法学部・教授  
研究者番号:00309866

### (2) 研究分担者

なし(本研究が個人研究のため)

### (3) 連携研究者

なし(本研究が個人研究のため)